

第2期松戸市子どもの未来応援プラン（案）の概要

令和3年11月15日
子ども政策課子どもの未来応援担当室

第1章 計画策定の概要

(1) 計画の策定の概要

■ 計画策定の背景と目的、計画期間

- 本市では、様々な環境に置かれて子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、平成30年3月に「松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）」（以下、「第1期計画」とする。）を策定し、子どもの貧困対策の推進に取り組んでいます。この度、第1期計画における取組の課題や社会情勢の変化などを踏まえ、令和4年度から令和6年度の3年間を計画期間とする「第2期松戸市子どもの未来応援プラン（第2期松戸市子どもの貧困対策計画）」（以下、「本計画」とする。）を策定するものです。

■ 計画の対象

- おおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象とします。
- ※ 現在、生活困窮状態にある子どもとその家庭はもちろんです、誰もが生活困窮に陥る可能性があるという考えのもと、対象者は広く捉えます。



■ 計画の位置づけ

- 本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく市町村計画とします。また、本計画は、「松戸市総合計画」・「第2期松戸市子ども総合計画」を上位計画に位置付けます。

第2章 松戸市の子育て世帯を取り巻く環境

(1) 国の法律や制度の改正等

■ 生活困窮者自立支援法の改正（平成30年10月）

- 地域社会からの孤立を含めた生活困窮者に対する包括的かつ早期自立支援の強化、子どもの学習支援事業の強化

■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）

- 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料を無償化（住民税非課税世帯については、0歳から2歳までの子どもの利用料を無償化）

■ 高等教育等の無償化（R2年4月）

- 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象として、大学等の授業料等の減免と、給付型奨学金による高等教育の修学支援新制度が令和2年4月から実施されました。

■ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（R1年6月施行）

✓ 改正法の主なポイント

- 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
- 子どもの年齢等に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
- 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
- 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること



(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

本計画を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、「すべての子どもの権利が尊重され、心豊かに育つ」まちづくりを目指します。

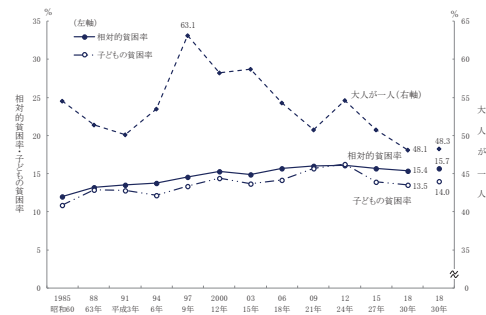
(3) 松戸市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

■ 全国における貧困の状況

- 平成30年の子どもの貧困率は13.5%となり、約7人に1人が相対的貧困の状況にあります。
- また、ひとり親家庭の貧困率は48.1%と高水準になっています。



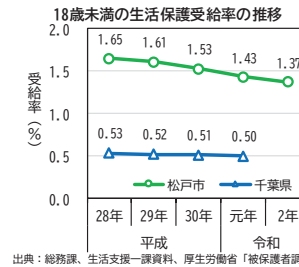
出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」



■ 松戸市の子どもの状況

○ 生活保護の受給状況

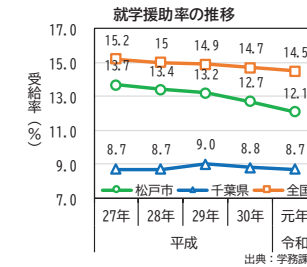
- 18歳未満の生活保護受給率は松戸市と千葉県ともに減少傾向です。
- 松戸市は千葉県と比較すると受給率は高い水準となっています。



出典：総務課、生活支援課資料、厚生労働省「被保護者調査」

○ 就学援助の認定状況

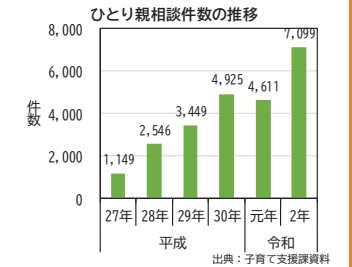
- 就学援助の認定状況は、松戸市は減少傾向です。
- 松戸市は千葉県と比較すると援助率は高い水準となっています。



出典：学務課資料

○ ひとり親相談件数の推移

- 母子・父子自立相談員が応じるひとり親相談件数は、増加傾向にあり、令和2年度は令和元年度と比較して相談件数が約1.5倍となっています。



出典：子育て支援課資料

(4) 支援団体ヒアリング（主な意見）

困難を抱える家庭の子どもの状況について

- 自分に自信がもてず、自己肯定感が低い。
- 体験や社会的な経験が少ない
- 生活リズムが不規則。基本的な生活習慣が身につけていない

困難を抱える家庭の保護者の状況について

- 行政等が発信した情報が行き届いていない、また、保護者自身が自分の置かれた状況を課題であると認知し改善しようとしていない
- 周囲に相談に乗ってくれる人も少なく孤立している

その他支援体制について

- 一見すると、保護者がサポートを受け入れる姿勢がないと感じてしまい、支援を継続することが難しいと感じる時がある
- 保護者がひきこもって表に出ない場合に、つながるきっかけがない

(5) 今後の課題について

- 全国的に子どもの貧困率は依然として高い水準にあり、本市においても、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在しています。
- また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、子どもと子育て家庭に大きな影響を与えました。特にひとり親家庭では、パートタイム等の非正規雇用による勤務形態をとる割合が高く、勤務時間や勤務日数の減少による収入の減少が進んだことから、困難を抱えている家庭ほど生活困窮に陥るリスクが高くなることが懸念されています。
- こうした状況を踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、より一層、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。
- これらを踏まえ、今後の課題を大きく3つに整理して施策につなげていきます。

【3つの視点】

① 子どもの生きる力を育む支援の強化

- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもたちが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにしていくことが重要です。
- 子どもが地域社会において、様々な体験や遊び、自然との触れ合い、多様な人と関わる機会や社会と直接つながる機会の確保など、子どもの生きる力を育む支援の強化が求められています。

② 困難を抱えている家庭へのアウトリーチ型支援の強化(予防的支援の強化)

- 子どもや家庭への積極的なアプローチ等により必要な情報や支援を届け、つながりの入口をつくるアウトリーチ型の支援がより一層求められています。
- 特にひとり親家庭は、保護者ひとりで仕事と子育てを両立していることから、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対してきめ細かく支援していくことが求められています。

③ 地域全体で子どもを見守り支える取組の充実

- 子どもの貧困対策の必要性についての普及啓発を進めながら、地域の中で市民一人ひとりが困難を抱える子どもと子育て家庭への支援の大切さに関心と理解を深めていく必要があります。
- 困難を抱えている子どもや子育て家庭はその課題が複合的に絡み合い、解決に向けては支援に多くの時間を要することから、関係機関の連携や情報共有体制をより一層強化し、様々な地域資源を活用しながら、効果的な取組を展開していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本目標（目指す姿）

本市における子ども・子育て支援の総合的な上位計画である「第2期子ども総合計画」の基本理念と基本目標を踏まえ、本計画においても第1期計画の基本目標（目指す姿）を継承し、総合的な子どもの貧困対策の推進に取り組みます。

I 「子どもの力」～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

- 社会環境や家庭状況のなかで、さまざまな困難さや課題を抱えている子どもがいます。こうした子どもを含め、すべての子どもの権利が等しく尊重され、心身ともに健やかに、自立した大人へと成長できるようにします。

II 「家庭の力」～家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる～

- すべての子どもが健やかに育つために、支援を必要とする家庭へのサポートを充実させ、経済的な負担のみならず孤立や不安などを軽減し、子どものために安心して過ごせる家庭環境をつくることができますようにします。

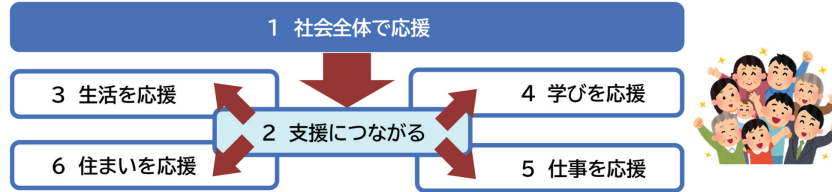
III 「地域の力」～地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える～

- 地域の中で市民一人ひとりが、困難さを抱える子どもとその家庭への支援の大切さに関心と理解を深め、地域社会全体で子どもの育ちを応援できるようにします。

(2) 基本施策（6つの施策）

- 本計画では、基本目標の実現に向けて、第1期計画の基本施策である「社会全体で応援」、「支援につながる」、「生活を応援」、「学びを応援」、「仕事を応援」、「住まいを応援」の6つの基本施策（6つの柱）を継承し、施策、取組、事業を組み立て、推進していきます。
- そのうち、市民全体で子どもの未来を応援することが要と考え、「社会全体で応援」を最初に位置づけています。

6つの基本施策のイメージ



(3) 子どもの貧困に関する指標

本計画を効果的かつ着実に推進するにあたり、施策の実施状況や効果を検証・評価するため、子どもの貧困に関する指標を設定しています。

■ 事業の進捗に関する指標（抜粋）

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
児童館・こども館、青少年プラザの開設数	児童館・こども館：4施設 青少年プラザ：3施設	児童館・こども館：7施設 青少年プラザ：6施設
子ども家庭総合支援拠点での相談対応件数	1,371件	1,440件
乳児家庭全戸訪問事業実施による状況把握率	100%	100%
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	92.1%	93.7%
母子・父子就労促進プログラム策定件数	47人/年	50人/年

■ 子どもの気持ちに関する指標

指標	現状値※	目標値（令和6年度）
夢がある子どもの割合	平成29年度 小5：38.7% 中2：53.8% 平成30年度 小5：84.9% 中2：64.6%	夢がある子どもの割合を増やします。
「自分のことが好きである」と回答した割合	平成30年度 小5：53.3% 中2：44.7%	自分のことが好きだと思う子どもの割合を増やします。
「自分は周りの人から大切にされていると思う」と回答した割合	平成30年度 小5：63.4% 中2：58.2%	自分は周りの人から大切にされていると思う子どもの割合を増やします。

※「平成29年度 松戸市子育て世帯生活実態調査」、「平成30年度 松戸市子ども子育て支援に関するアンケート調査」

第4章 具体的な取組（主な事業）

(1) 具体的な取組

基本施策	施策	主な取組
1 社会全体で応援	(1) すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、社会全体で応援する	○ 子どもの未来応援講演会 ○ ゲットユアドリーム ○ 子どもの体験活動支援
	(2) 子どもを大切に育むという、市民一人ひとりの意識を醸成し、子どもや子育て家庭がこぼれにくい地域づくりを推進する	○ 子ども食堂との連携 ○ 中高生の居場所づくり ○ 青少年の支援に関する人材育成（支援者研修の実施） ○ 多世代まるごと居場所づくり（まつどDEつながるステーション） ○ 学校教育相談業務（スクールソーシャルワーカー活用事業）
2 支援につながる	(1) 支援を必要としている子どもや家庭が確実に支援につながるよう、支援体制を充実させる	○ 青少年相談 ○ いじめ相談・いじめ防止対策 ○ 学校教育相談業務（スクールソーシャルワーカー活用事業）（再掲） ○ 子育てオンライン相談、子育てオンライン広場 ○ ひとり親家庭相談支援業務 ○ 利用者支援事業（親子すこやかセンター） ○ 福祉まるごと相談窓口
	(2) 社会的支援が必要な家庭への支援を強化する	○ 児童手当 ○ 児童扶養手当 ○ 就労援助費 ○ 生活保護法による各種扶助費 ○ 幼児教育・保育の無償化 ○ 幼稚園の預かり保育料助成
3 生活を応援	(1) 子育て家庭の生活基盤が保たれるよう、子育てに伴う経済的負担を軽減する	○ ひとり親家庭相談支援業務 ○ 母子・父子自立支援プログラム ○ ひとり親家庭就労促進事業 ○ 養育費・面会交流に関する支援 ○ ひとり親向け交流会 ○ 子どもの学習支援事業 ○ ひとり親家庭児童学力向上応援業務
	(2) 子どもの生活基盤が保たれるよう、子育てに伴う経済的負担を軽減する	○ 産後ケア事業 ○ 養育支援訪問 ○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
4 学びを応援	(1) どのような環境にある子どもであっても将来にわたって安心して教育が受けられるように教育費の負担を軽減する	○ ひとり親家庭児童学力向上応援業務（再掲） ○ 幼児教育・保育の無償化（再掲） ○ 幼稚園の預かり保育料助成（再掲）
	(2) すべての子どもが、それぞれの能力や可能性を伸ばすことができるよう、学びの機会を充実させる	○ 子どもの学習支援事業（再掲） ○ ひとり親家庭児童学力向上応援業務 ○ 学校教育相談業務（スクールソーシャルワーカー活用事業） ○ 学校、家庭支援ステーション（ほっとステーション）訪問相談 ○ 中高生と乳幼児のふれあい体験 ○ 子どもの体験プログラムの実施
	(3) すべての子どもが健やかに育つように、家庭教育についての理解を深める取組を推進する	○ 松戸市版幼児家庭教育の推進 ○ 家庭教育力向上の支援 ○ 親のための性教育
5 仕事を応援	(1) 保護者の生活基盤の向上に向け、安定した就労につながるよう支援する	○ 母子・父子就労促進プログラム（再掲） ○ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ ジョイントワーク松戸 ○ 生活保護受給者に対する就労支援
	(2) 子どもの社会的自立に向け、安定した就労につながるよう支援する	○ 地域若者サポートステーション ○ 若者就労支援業務（まつど合同企業説明会） ○ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）
6 住まいを応援	(1) 子育て家庭の生活基盤の安定に向け、住居にかかわる支援を推進する	○ 市営住宅の入居者優遇措置 ○ 市営住宅の費用負担の軽減 ○ 住居確保給付金 ○ 生活保護法による各種扶助費（住宅扶助費）

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制・進捗管理

■ 計画の推進体制

- 市民、NPO、地域の施設・機関・団体等の多様な主体と連携し、情報を共有しながら、社会全体で総合的に取り組みます。
- また、市役所内の横断的組織で、定期的に評価・検証を行うとともに、子ども総合計画の進捗と連動させた管理を行います。

■ 計画の進捗管理

- 計画期間中は、国、県の施策や動向を注視しながら、各施策の進捗状況等を評価・検証し、適宜、各施策の修正・追加などを実施していきます（PDCAサイクルの導入）。

